【妙高市ひとり親家庭への移住就労支援事業補助金のご案内】

子育て中のシングルペアレントのみなさんへ 妙高市に移住して、お仕事をしませんか!



妙高市では高校生以下の子どもと同居する市外のひとり親(シングルペアレント)の方を対象に、家族で定住するための支援を行っています。

★支援対象者 ※すべての要件を満たす必要があります。

- ●妙高市外で高校生以下の子どもと同居(扶養)しているひとり親(シングルペアレント)の方
- ●市内の事業所に常用労働者として就労される方
- ●妙高市内に5年以上定住する意思がある方
- ●年齢が40歳未満の方



【支援メニュー】

項目	支 援 内 容	補助率
移住・就労の準備に係る	移住・就労の準備のために、居住地と妙高市の	実費の1/2以内
旅費の支援	往復に係る旅費(公共交通機関の運賃や高速道	(上限3万円)
炒高ふるさと暮らし推進事業	路通行料)や宿泊費の補助	※2回まで利用可
引っ越し費用の支援	妙高市へ定住に伴う引っ越し等の移転費用を補	実費の2/3以内
妙高ふるさと暮らし推進事業	助	(上限20万円)
自動車購入費用の支援 妙高ふるさと暮らし推進事業	自動車を所有していない場合で、移住・就労するにあたり、新たに自動車を購入する場合の費用を補助	購入費の1/3以内 上限 軽自動車 15万円 普通自動車20万円

こちらの支援も受けることができます!

賃貸住宅家賃の支援 U・Iターン促進住宅支援事業	市内の事業所に就労し、市内の民間賃貸住宅等 に入居する場合に家賃(24ヶ月分)を補助	家賃月額の1/3以内 (上限1.5万円)
空き家の見学に係る 宿泊費の支援 炒高ふるさと暮らし推進事業	市の空き家バンクに登録されている物件を見学する場合、指定宿泊施設の宿泊費を補助 ※別途住宅の取得に係る補助金有	1泊2食付料金の全額 ※2回まで利用可
就労支援 母子・寡婦福祉対策事業	国が指定する教育訓練等を受講する場合に対象 の講座の受講料(教材費除く)を訓練給付金と して支給 ※上記対象要件以外に所得要件有	受講料の4/5以内 (上限20万円)
資格支援 地域人材育成支援事業	就業に向け、就職等に必要となる資格の取得等 に係る試験受験料や受験に必要な研修受講料を 助成	受講料の1/2以内 (上限3万円)

🖣 詳細はこちらへお問い合わせください!🖣

妙高市役所 建設課 まちづくり係 ☎0255-74-0025 ⊠kensetsu@city.myoko.niigata.jp

